ST マーク使用許諾契約者各位

令和 8 年 11 月 6 日

日本玩具協会

玩具安全基準(ST 基準)の運用に関するお知らせ
(スライムのホウ素基準の適用およびスクイーズの受入れ措置について)

平素より、ST マーク制度の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、玩具安全基準(ST 基準)の運用について、下記 2 点の取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

1. スライムに対するホウ素溶出基準の適用

平成 22 年 6 月 11 日付、ST マーク使用許諾契約企業向け通知を以下のとおり改定します。

スライムについては、ISO 8124-3:2023、または EN71-3: 2019+A2:2024 における「ホウ素」の溶出基準に適合していることを受入れの条件とする。
適合の根拠として、第三者検査機関が発行した試験成績書の提出を求める。

(基準値)

ISO 8124-3:2023(スライムに係る基準):1,250 mg/kg

EN71-3: 2019+A2:2024:300 mg/kg(カテゴリーII(液状・粘着性材料))

(参考)平成 22(2010)年 6 月 11 日付 ST 契約企業向けお知らせ

なお、「スライム」に「ホウ酸」が含まれる場合がありますが、「ホウ酸」については、毒性データ等を勘案し、製品一個に含まれる「ホウ酸」の量は「1g」を目安としておりますので、併せてお知らせします。

2. スクイーズの受入れ(当面の措置)

押すとゆっくり元の形に戻る、いわゆる「スクイーズ」については、国際的に化学的安全性への懸念が指摘されている状況を踏まえ、ST マーク制度においても受入れ時の安全性確保に向けた検討を進めております。

つきましては、今後新たに申請を受け付ける商品について、当面の措置として、国際的な化学的安全性基準への適合状況を確認する場合があります。また、その際には、第三者検査機関が発行した試験成績書およびその日本語訳の提出をお願いする場合があります。

(参考となる基準の例)

欧州:欧州玩具安全指令、EN 71 シリーズ(EN 71-3 等)、REACH 規制

韓国:安全確認対象子ども製品の安全基準(附属書 6「玩具」)

中国:GB 規格(該当する化学的安全基準)

なお、適用すべき追加要件や確認事項については、商品ごとに日本玩具協会・判定会議にて個別に判断いたします。

3. 施行日および見直し

・上記 1・2 の取扱いは、いずれも本通知日から施行します。

・いずれも当面の措置とし、国内外の規制動向や受入れ実績を踏まえて、今後見直すことがあります。

【参考】今回の措置の背景

(1) 韓国における触感玩具の安全性調査

韓国の国家技術標準院(KATS)は、2026 年 9 月 16 日、スライムやスクイーズなどの触感玩具 76 製品の安全性調査の結果を公表しました。

- KC 認証を受けた子ども用製品(37 製品):うち 2 製品(スライム)から使用禁止の防腐剤 MIT・CMIT が検出され、ホウ素の溶出も基準の 4.7 倍・7.2 倍でした。両製品にはリコール命令と販売遮断の措置がとられました。
- 「14 歳以上用」表示の製品(39 製品):法令上は子ども製品の規制対象外ですが、子ども製品の安全基準を当てはめて試験したところ、7 製品(17.9%)が不適合でした(フタル酸エステル系可塑剤、ホウ素、防腐剤)。このうち 4 製品はスクイーズ類で、フタル酸エステル系可塑剤が最大で基準の 3.4 倍でした。法令違反ではないものの、KATS は結果を製品分類とともに公表しています。

(2) 日本への流入のおそれ

スクイーズは主に中国で製造され、同じ供給網から日本・韓国・欧州に流通しています。韓国で不適合となったものと同種の製品が、日本に輸入されるおそれがあります。また、報道でもスクイーズの安全性が取り上げられており、製品の安全性に対する社会的関心は今後一層高まるものと考えられます。